

団体交渉に関する労働協約

国立大学法人信州大学（以下、甲）と信州大学教職員組合（以下、乙）とは、団体交渉について、次の通り協定する。

（団体交渉への応諾）

第1条 甲及び乙は、相手方から団体交渉の申し入れがあったときは、速やかに応じるものとする。速やかに応じることができないときは、事情の説明をし、応じることができる時期を示すものとする。

（交渉委員）

第2条 団体交渉の交渉委員は次の通りとする。

甲：学長、担当理事、総務部長、人事課長、その他学長が指名する者

乙：中央執行委員長、中央執行副委員長、事務局長、中央執行委員

2 交渉担当者は交渉委員の中から任意に選任するものとする。

（事前交渉）

第4条 甲及び乙は、団体交渉の付議事項を事前に相手方に提出する。

2 交渉事項については、事前交渉で整理するものとする。

3 交渉日時、交渉場所その他交渉関連事項は、事前交渉で協議決定する。

4 一回の交渉時間は、原則として2時間とする。

（予備交渉）

第5条 甲及び乙は、団体交渉に代えて、事前交渉又は予備交渉で合意することができるものとする。

（勤務時間中の団体交渉参加への扱い）


第6条 団体交渉は、勤務時間中に行うものとする。ただし、甲に特別な事情がある場合には、勤務時間外に行うこともある。

2 組合員が勤務時間中に団体交渉に参加した場合には、これを欠務時間として扱わない。

2004年4月1日

国立大学法人信州大学
学 長

信州大学教職員組合
中央執行委員長

小宮山 淳 
鶴岡 照喜 